１７　資料

（1）雑誌一覧

収集期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

No.	雑　誌　名	
1	アサヒカメラ	
2	アニメージュ	
3	aff	※
4	一枚の繪	
5	ENGLISH　JOURNAL	
6	WITH	
7	潮	※
8	馬ライフ	
9	エアライン	
10	栄養と料理	
11	ESSE	
12	演劇界	
13	男の隠れ家	
14	オートバイ	
15	オール読物	
16	音楽の友	
17	カーグラフィック	
18	かがくのとも	
19	家庭画報	
20	きょうの健康	
21	きょうの料理	
22	きょうの料理ﾋﾞｷﾞﾅｰｽﾞ	
23	近代盆栽	
24	ぐるっと千葉	
25	CREA	
26	芸術新潮	
27	月刊事業構想	※
28	月刊ジュニアエラ	
29	月刊天文ガイド	
30	月刊Piano	
31	現代農業	
32	健康365	※
33	航空ファン	
34	国立国会図書館	※
35	子供の科学	
36	こどものとも	
37	こどものとも　年少版	
38	こどものとも　年中向き	
39	こどものとも0．1．2	
40	子どもの本棚	
41	ゴルフダイジェスト	
42	碁ワールド	
43	サイタ	

No.	雑　誌　名	
44	サッカーマガジン	
45	The　Community	※
46	The21	
47	サライ	
48	散歩の達人	
49	JJ	
50	JTB時刻表	
51	J-LIS	※
52	自家用車	
53	Jazz　JAPAN	
54	趣味の園芸	
55	将棋世界	
56	小説新潮	
57	小説すばる	
58	新潮	
59	スカイワード国際線版	※
60	スカイワード国内線版	※
61	SCREEN	
62	スティグマ	
63	すてきにハンドメイド	
64	相撲	
65	正論	
66	SEVENTEEN	
67	総務省	※
68	装苑	
69	壮快	
70	育てる	※
71	ダ・ヴィンチ	
72	卓球王国	
73	旅の手帖	
74	ダンスビュウ	
75	DANCYU	
76	ちいさなかがくのとも	
77	中央公論	
78	つり人	
79	鉄道ジャーナル	
80	鉄道ファン	
81	テニスマガジン	
82	東京ウォーカー	
83	特選街	
84	図書館雑誌	※
85	ナショナルジオグラフィック	
86	日経WOMAN	

※寄贈

No.	雑 誌 名	
87	日経ESG	
88	日経サイエンス	
89	日経TRENDY	
90	日経PC21	
91	日経Health	
92	日経マネー	
93	日本教育	※
94	ニュートン	
95	農耕と園芸	
96	ノンノ	
97	俳句	
98	俳句界	※
99	バスケットボール	
100	母の友	
101	ハルメク	
102	VOLLEYBALL	
103	BE−PAL	
104	ひよこクラブ	
105	PHP	
106	ファイナンス	※
107	FINEBOYs	
108	婦人画報	
109	婦人之友	
110	武道	※
111	文学界	
112	文藝春秋	
113	本　読書人の雑誌	
114	本の雑誌	
115	本の窓	
116	毎日が発見	
117	MAMOR	※
118	マリンダイビング	
119	mundi	※
120	MEN'S　CLUB	
121	MORE	
122	MOE	
123	やさいの時間	
124	山と渓谷	
125	優駿	
126	ランナーズ	※
127	LEE	
128	レコード芸術	
129	レディブティック	
130	LOCOL	※
131	AERA　with　kid's	

No.	雑 誌 名	
132	愛犬の友	
133	図書館の学校	
134	明日の友	
135	住まいの設計	
136	美しいキモノ	
137	園芸ガイド	
138	オートメカニック	
139	オールドタイマー	
140	かぞくのじかん	
141	ガーデン＆ガーデン	
142	観光文化	※
143	キルトジャパン	
144	暮しの手帖	
145	クローバー	※
146	CREA　TRAVELLER	
147	グローカル関東	※
148	毛糸だま	
149	現代の図書館	※
150	皇室	※
151	こどもとしょかん	
152	この本よんで	
153	city＆life	※
154	自遊人	
155	地域防災	※
156	チルチンびと	
157	ドゥーパ	
158	日本児童文学	
159	ねこ―ねことここちよく暮らす	
160	プラス1リビング	
161	プレジデントファミリー	
162	ぼうさい	※
163	ホステリングマガジン	※
164	本郷	※
165	My GARDEN	
166	ミステリマガジン	
167	緑と水のひろば	※
168	ミレニアム	※
169	やさい畑	
170	歴史群像	
171	うかたま	
172	ku：nel	
173	すみごこち	※

※寄贈

No.	雑　誌　名	
174	AERA	
175	エコノミスト	
176	週刊ダイヤモンド	
177	週刊東洋経済	
178	週刊朝日	
179	週刊パーゴルフ	
180	NEWSWEEK　日本版	
181	週刊ベースボール	
182	週刊新潮	

No.	雑　誌　名	
183	週刊文春	
184	週刊金曜日	
185	オレンジページ	
186	ｸﾛﾜｯｻﾝ	
187	Sports Graphic Number	
188	プレジデント	
189	日経パソコン	
190	ハウジングトリビューン	※
191	婦人公論	

※寄贈

（2）新聞一覧

収集期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

No.	紙　名	
1	朝日新聞	
2	産経新聞	
3	地域新聞	※
4	日刊工業新聞	
5	日経産業新聞	
6	日本経済新聞	
7	毎日新聞	
8	読売新聞	
9	東京新聞	
10	千葉日報	
11	THE　NEWYORK　TIMES　WEEKLY	
12	THE　JAPAN　TIMES	

No.	紙　名	
13	THE　JAPAN　NEWS	
14	サンケイスポーツ	
15	スポーツニッポン	
16	日刊スポーツ	
17	スポーツ報知	
18	日本農業新聞	
19	毎日小学生新聞	
20	高校生新聞	※
21	日本新華僑報	※
22	福島民報	※
23	福島民友	※

※寄贈

ここに掲載しているものは、平成31年度中に休刊してしまったものなどを含め、収集していたすべてのものを掲載しております。令和2年3月31日現在の状況は、雑誌が　194タイトル、新聞は23紙となっております。

１８　条例・規則

○富里市立図書館条例

平成14年12月24日条例第45号

改正

平成24年３月16日条例第15号

富里市立図書館条例

（趣旨）

第１条　この条例は，図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び第16条の規定により，富里市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び図書館協議会の設置等に関し，必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第２条　図書館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
富里市立図書館	千葉県富里市七栄653番地１

（図書館協議会）

第３条　法第14条第１項の規定により，図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会の委員（以下「委員」という。）は，学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

３　委員の定数は，10人以内とし，その任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

４　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか，図書館の管理及び運営に関し必要な事項は，教育委員会規則で定める。

附　則

この条例は，平成15年３月27日から施行する。

附　則（平成24年3月16日条例第15号）

この条例は，平成24年4月1日から施行する。

○富里市立図書館の管理及び運営に関する規則

平成 14 年 12 月 24 日教育委員会規則第 13 号

改正

平成 19 年２月 27 日教委規則第３号
平成 20 年 12 月 24 日教委規則第９号
平成 24 年２月 28 日教委規則第２号
平成 26 年 12 月 24 日教委規則第 11 号
平成 31 年２月 26 日教委規則第１号

富里市立図書館の管理及び運営に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は，富里市立図書館条例（平成 14 年条例第 45 号。以下「条例」という。）第４条の規定により，富里市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第２条　図書館は，図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第３条の規定に基づき，次に掲げる事業を行う。

（１）　図書，記録，視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集，整理及び保存
（２）　図書館資料の個人貸出し及び団体貸出し
（３）　読書案内及び図書館資料に基づく調査相談
（４）　講演会，鑑賞会，映写会，講習会，研修会，資料展示会等の主催及び奨励
（５）　他の図書館，学校，公民館等との連絡及び協力
（６）　時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
（７）　他の図書館等との図書館資料の相互貸借
（８）　前各号に掲げるもののほか，図書館の目的達成のために必要な事業

（開館時間）

第３条　図書館の開館時間は，午前９時 30 分から午後６時までとする。ただし金曜日にあっては，午前９時 30 分から午後７時まで，日曜日及び土曜日にあっては午前９時 30 分から午後５時までとする。

２　前項の規定にかかわらず，国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という）の開館時間は，午前９時 30 分から午後５時までとする。

３　前２項の規定にかかわらず，富里市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは，開館時間を変更することができる。

（休館日）

第４条　図書館の休館日は，次のとおりとする。ただし，教育委員会が必要と認めたときは，これを変更し，又は臨時に休館することができる。

（１）　月曜日（休日が月曜日に当たるときは，その日後におけるその日に最も近い休日以外の日）

（２）　１月１日から同月４日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

（３）　館内整理日　月末の木曜日（12 月を除く。その日が休日に当たるときは，館長が定める最も近い休日以外の日）

（４）　特別整理期間　年間６日以内で館長が定める日

（利用者の遵守すべき事項）

第５条　図書館の利用者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。

（２）　館長の許可を受けずに広告物を配布し，又は掲示しないこと。

（３）　館長の許可を受けずに物品の販売その他これに類する行為をしないこと。

（４）　他人の迷惑となる物品及び動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。

（５）　前各号に掲げるもののほか，図書館の管理上不適当と認められる行為をしないこと。

（利用の禁止等）

第６条　館長は，前条の規定に違反し，若しくは違反するおそれがある者の利用を禁止し，又はその者に対し，退去を命ずることができる。

（損害の賠償）

第７条　利用者は，図書館資料，設備器具等を著しく汚損し，又は破損し，若しくは亡失したときは，現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

（個人貸出し）

第８条　図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は，本市に居住し，又は通勤し，若しくは通学している者とする。ただし，館長が必要と認めた場合は，この限りでない。

２　図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は，あらかじめ，利用申込書（別記第１号様式）を館長に提出して，図書館カード（別記第２号様式）の交付を受け，これにより申込まなければならない。

３　図書館カードは１人につき１枚とする。

４　図書館カードを紛失したとき，又は図書館カード若しくは利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは，速やかに館長に届け出なければならない。

５　図書館カード及び貸出しを受けた図書館資料は，他人に譲渡し，又は貸与してはならない。

6　個人が貸出しを受けることができる図書館資料の数量及び貸出期間は，次の表のとおりとする。ただし，館長が必要と認めたときは，この限りでない。

区分	貸出数量	貸出期間
図書	10 冊以内	14 日以内
紙芝居		
雑誌（最新号を除く）		
視聴覚資料	3 点以内	

7　貸出しを受けた図書館資料は，定められた貸出期間内に返却しなければならない。

8　館長は，前項の規定にかかわらず貸出期間内に申し出のあった者に対し，他の者の利用を妨げない限りにおいて，当該申し出のあった日から 14 日を限度として，貸出期間の延長をすることができる。

（団体貸出し）

第 9 条　図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは，市内の学校，官公署，社会教育関係団体，法人等で，館長が適当と認めたものとする。

2　図書館資料の団体貸出しを受けようとするものは，団体の責任者を定め，あらかじめ団体貸出申込書（別記第３号様式）を館長に提出して，図書館カードの交付を受け，これにより申し込まなければならない。

3　前条第４項及び第５項の規定は，団体貸出しの場合に準用する。

（団体貸出しの期間及び数量）

第 10 条　団体貸出しを受けることができる図書館資料の貸出期間は，貸出日から２か月以内とし，同時に貸出しを受けることができるその数量は，１団体につき 300 冊以内とする。ただし，館長が必要と認めたときは，この期間及び数量を変更することができる。

2　前項の貸出期間内に，当該団体貸出しを受けた者から申し出があったときは，他の者の利用を妨げない限りにおいて，１か月を限度として貸出期間の延長をすることができる。

（貸出しの制限）

第 11 条　貴重資料その他館長が特に指定した図書館資料は，貸出しを行わないものとする。ただし，館長が必要と認めたときは，この限りでない。

（貸出しの停止）

第 12 条　館長は，図書館資料を貸出期間内に返却しなかったものに対し，期間を定めて貸出しを停止することができる。

（利用の許可）

第 13 条　館長は，研修会議室を利用しようとする者が第２条の事業を行うに必要と認める場合は，その利用を許可することができる。

２　前項の規定にかかわらず，館長は，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，研修会議室の利用を許可しない。

（１）　公の秩序を乱し，又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（２）　営利を目的とするものであると認めるとき。

（３）　特定の政党，政派又は宗教を支持し，宣伝し，若しくは反対すると認めるとき。

（４）　施設，設備等を毀損するおそれがあると認めるとき。

（５）　管理上支障があると認めるとき。

（６）　前各号に掲げるもののほか，館長が使用を不適当と認めるとき。

（利用の申請）

第 14 条　研修会議室を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は，あらかじめ研修会議室利用申請書（別記第４号様式）を館長に提出し，研修会議室利用許可書（別記第５号様式）の交付を受けなければならない。ただし，館長が特に認めた場合はこの限りでない。

２　前項による申請書の提出は，利用しようとする日（以下「利用日」という。）の１か月前から利用日の前日までとする。ただし，特別の理由により館長が許可した場合は，この限りでない。

３　許可書は，他人に譲渡し，又は転貸してはならない。

４　館長は，必要があると認めるときは，第１項の規定による許可に条件を付することができる。

（利用許可の取消し等）

第 15 条　館長は，前条第１項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）が第 13 条第２項各号のいずれかに該当することを知ったときは，当該許可に係る利用条件を変更し，若しくは利用を停止し，又は当該許可を取り消すことができる。

（利用時間）

第 16 条　研修会議室の利用時間は，午前 10 時から午後５時までとする。ただし，館長が必要と認めたときは，これを変更することができる。

（原状回復義務）

第 17 条　利用者は，研修会議室の利用が終了したときは，当該研修会議室を原状に復さなければならない。

（複製の申請）

第 18 条　図書館は，著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 31 条に規定する範囲内において，図書館資料の複製を行うことができる。

２　図書館資料の複製を依頼しようとする者は，資料複製申請書（別記第６号様式）を館長に提出し，許可を受けなければならない。

３　館長は，前項の複製が不適当と認めた場合は，許可しないことができる。

４　図書館資料の複製について，著作権法の規定による責任は，当該複製の依頼者が負うものとする。

（複製の費用）

第 19 条　館長は，前条の規定による複製を行ったときは，当該依頼者から複製に要する実費を徴収することができる。

（寄贈及び寄託）

第 20 条　図書館は，図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

２　図書館は，寄贈及び寄託を受けた図書館資料を所蔵する図書館資料と同様の取扱いをすることにより，一般の利用に供することができる。

３　図書館は，寄託された図書館資料が紛失し，又は汚損し，若しくは破損したことについてその責を負わない。

（寄贈及び寄託の手続き）

第 21 条　図書館に図書館資料を寄贈し，又は寄託しようとする者は，館長に図書館資料寄贈・寄託申込書（別記第７号様式）を提出し，その承認を受けなければならない。

２　館長は，受贈し，又は受託した資料について，図書館資料受贈・受託証（別記第８号様式）を発行するものとする。ただし，図書館が依頼したものについては，この限りでない。

３　図書館は，資料の寄贈及び寄託に要する経費については，負担しないものとする。ただし，館長が必要と認めたときは，この限りでない。

（図書館協議会の組織）

第 22 条　条例第３条の規定により設置された図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各１名を置く。

２　会長及び副会長は，委員の互選により選出する。

３　会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第 23 条　協議会の会議は，会長が招集し，会議の議長となる。

２　会議は，委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第 24 条　協議会の庶務は，図書館において処理する。

（委任）

第25条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育長の承認を得て館長が定める。

附　則

この規則は，平成15年３月27日から施行する。

附　則（平成19年２月27日教委規則第３号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成20年12月24日教委規則第９号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成24年２月28日教委規則第２号）

この規則は，平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月24日教委規則第11号）

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成31年２月26日教委規則第１号）

この規則は，平成31年４月１日から施行する。

様式（省略）

市　民　憲　章

北総台地の自然の中で健康で豊かな生活と香り高い文化を育て人と人とのふれ合いを大切にし心のかようまちをつくるためここに市民憲章を定めます

一　豊かな大地を愛し　歴史と伝統を誇る　まちをつくりましょう

一　人と平和を愛し　世界にひらく　まちをつくりましょう

一　花と緑を愛し　心身ともに健康な　まちをつくりましょう

一　若い力を育て　勤労を愛し活力ある　まちをつくりましょう

一　郷土と文化を愛し　調和のある　まちをつくりましょう

図 書 館 年 報 令和２年度

編集・発行　富里市立図書館

〒286-0221

富里市七栄６５３－１

☎　０４７６－９０－４６４６

fax　０４７６－９０－４６４５

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://www.library.tomisato.chiba.jp/

令和２年９月発行